（様式５）

様式第２号（第５条関係）

共同企業体協定書

(目的)

第１条　当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

(1)　松本市発注に係る　　　　　　　　　　業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。)の受託

　(2)　前号に付帯する業務

　(名称)

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

　(事務所の所在地)

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　に置く。

　(成立の時期及び解散の時期)

第４条　当企業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、業務の委託契約の履行後　カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　業務を受注することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

　(構成員の住所及び名称)

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　所在地

　　　　商号又は名称

　　　　代表者名

所在地

　　　　商号又は名称

　　　　代表者名

　(代表者の名称)

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　を代表者とする。

　(代表者の権限)

第７条　当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを明らかにした上で、発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当企業体の代表者に委任するものとする。なお、当企業体の解散後、当企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、他の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(構成員の出資の割合)

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　会社名　　　　　　　　　　％

　　　　会社名　　　　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

　(運営委員会)

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

　(構成員の責任)

第１０条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　(取引金融機関)

第１１条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

　(決算)

第１２条　当企業体は、業務の完了時に決算するものとする。

　(利益金の配当の割合)

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　(欠損金の負担の割合)

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　(権利義務の譲渡の制限)

第１５条　本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

　(業務期間内における構成員の脱退に対する措置)

第１６条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務の履行を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務期間内において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を履行する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１６条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務期間内において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３ 第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

　(業務期間内における構成員の破産又は解散に対する措置)

第１７条　構成員のうちいずれかが業務期間内において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第１７条の２　代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第１８条　当企業体が解散した後においても、当該業務についてかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　(協定書に定めのない事項)

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　外　　者は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し各自所持するものとする。

　　　　　　年　　月　　日

所　 在 　地

代表構成員　商号又は名称

代 表 者 名　　　　　　　　　　　 印

所　 在 　地

構　成　員　商号又は名称

代 表 者 名　　　　　　　　　　　 印